

2016年（平成28年）1月19日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会  
会長 松葉知幸

## 要 望 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり要望します。

### 第1 要望の趣旨

大阪拘置所は、今後、被収容者が運動器（頸椎、腰椎等）の疾患に罹患していると認められる場合には、適正かつ相当な治療をなす前提として、レントゲン撮影検査等による画像診断を積極的に実施するよう要望する。

### 第2 要望の理由

#### 1 認定した事実

本会において実施した調査（申立人に対する面接調査、B弁護士から提出された資料、大阪刑務所への調査及び平成24年9月10日付け回答等）によれば、以下の事実が認定できる。

- (1) 申立人は、平成22年8月、首と腰の痛みからC病院で診察を受け、レントゲン検査、MRI検査を受けた。傷病名は変形性腰椎症及び変形性頸椎症であった。但し、症状は軽度で、申立人は、その後、身体拘束されるまでの間、通院していない。
- (2) 申立人は、平成23年1月に逮捕され、同年3月に東成警察署より大阪拘置所に移監された。

その後、申立人は、首と腰の痛みにつき、症状の悪化を訴え始めた。申立人及び弁護人であるB弁護士は、C病院から診療情報提供書を取り寄せて大阪拘置所に提出し、数回にわたり、大阪拘置所の医務課に対し、レントゲン撮影を実施し適切な治療をするよう申入れを行った。

しかし、大阪拘置所の医師は、神経学的検査を行ったものの、レント

ゲン検査を行うことなしに消炎鎮痛剤（インテバン坐薬50を1日2個、  
バッサミンを1日2個）を服用させることとし、経過観察とした。

なお、大阪拘置所には、整形外科の専門医は勤務していない。

(3) B弁護士は勾留の執行停止申立を行ったが、平成23年12月26日、  
裁判所より「職権発動せず」との結論が通知された。

(4) 申立人は、平成24年8月8日、他の刑事施設に移送された。

## 2 本会の判断

(1) 申立人は、再三、レントゲン撮影検査を実施した上で手術など完治の  
ための治療を希望したのに対し、医師が神経学的検査を行ったものの、  
レントゲン検査を行うことなしに消炎鎮痛剤を服用させ、経過観察とし  
たことが適切な診察と言えず、人権侵害に該当すると主張する。

(2) 診断の際、いかなる検査を行い、いかなる処置を取るかについては医  
師の裁量事項であり、裁量を逸脱するほどの不適切な処方でない限りは、  
人権侵害とは言い難い。

そこで検討するに、まず、申立人の症状であるが、申立人は平成22  
年8月、頸部及び腰部の痛みから病院で診察を受けたが、症状は軽く、  
その後は通院していなかった。平成23年1月に身体拘束され、平成2  
3年3月に拘置所に移監された後、症状の悪化を訴え始め、B弁護士を  
通じて勾留の執行停止申立を行っているが、症状が重篤であることを示  
す客観的な証拠はない。

次に、診察の内容について検討する。

拘置所の医師は、神経学的検査を行っている。そして、レントゲン検  
査については拘置所内では実施していないものの、身体拘束前に申立人  
が通院していた病院の整形外科医（専門医）によるレントゲン検査、M  
R I検査の所見を踏まえた上で診断を下していることから、「レントゲ  
ン検査に全く基づかない」診断をしているとまで言うことはできない。

さらに、申立人は、レントゲン検査を希望する理由として、将来、症  
状がさらに悪化することへの不安も挙げているが、可能性の一つに過ぎ  
ず、医師の裁量逸脱を基礎付けるものではない。

以上の事実を総合すれば、拘置所の医師の診察について、拘置所内で  
レントゲン検査を実施しなかったことのみを捉えて、直ちに、裁量を逸  
脱するほどの不適切な診察として、人権侵害に該当すると認定するこ  
とはできない。

(3) しかし、他方において、本件はレントゲン検査を実施しなかったこと  
については、以下のとおり、疑義を払拭できない点が残っている。

すなわち、本件のような腰部及び頸部といった運動器の疾患の治療では、レントゲン検査は症状の原因及び程度等を正確に把握する上で極めて有効な手段として外部医療機関でも積極的に実施されているのであって、申立人も、身体拘束前、通院していた病院で通院2日目からレントゲン検査等を受けているところである。

レントゲン検査が不要であると判断した拘置所の医師は整形外科の専門医ではない。

そして、申立人においても、希望するレントゲン検査が実施されない状況の下、自らの症状の客観的な原因について納得ができず、不安が増している状況にあった。

また、本件の場合、申立人が病院でレントゲン検査等によって変形性腰椎症及び変形性頸椎症との診断を受けているところ、その後、平成24年8月に大阪拘置所より他の刑事施設に移送されるまで約2年経過していることから、改めてレントゲン検査を実施していれば、症状の悪化及び重篤さが客観的に明らかとなった可能性は否定できない。

そして、大阪拘置所内にはレントゲン撮影装置があり、医師の判断により使用できることから、レントゲン検査の実施が困難という事情もない。

以上からすると、本件において、レントゲン検査を実施しなかった医師の対応は、人権侵害のおそれがあると言うことができる。

したがって、要望の趣旨記載のとおり要望する。

以上